

令和7年度 資源循環技術・システム表彰 (第51回) 募集案内

本表彰は、資源・エネルギー使用の削減、廃棄物の発生・排出の抑制（リデュース）、使用済み物品の再使用（リユース）、再生資源の有効利用（リサイクル）等、資源循環の更なる普及、又は循環経済への移行に寄与する、先進的で高度な技術・製品開発、並びに社会システム・ビジネスモデルの構築等の事業や取組を公募・表彰し、その奨励・普及を図ることで資源有効利用を推進し、環境負荷の削減や循環ビジネスの振興をもって持続可能な循環型社会の形成に貢献することを目的としています。

これまで、埋立削減のためのリサイクル推進や3R政策に則った技術・製品・社会システムを顕彰し、主に3R技術を普及促進してまいりましたが、最近では、生物多様性の保全、気候変動問題への対応、そして循環経済への転換が急務であり、資源効率性の向上だけでなく、カーボンニュートラルの実現や循環経済への移行も視野に入れた高度な技術・新製品の開発、あるいは産官学の異業種間連携等による先進的な社会システムやビジネスモデルの構築が注目されています。

皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。

【 応募期限は2025年4月18日（金）です。 】

主催：一般社団法人産業環境管理協会
後援：経済産業省

この募集案内は、当協会資源・リサイクル促進センター（旧 CJC）ホームページ（<https://www.cjc.or.jp/>）「お知らせ」掲載の『令和7年度「資源循環技術・システム表彰」募集について』からダウンロード（Word）できます。申請書の様式としてご利用ください。

<目 次>

頁

■ 募集対象及び応募方法等

1. 募集対象	2
2. 賞の種類	4
3. 応募方法	5
4. 提出及び問い合わせ先	7
5. 提出期限	7
6. 審査方法	7
7. 結果の通知	7
8. 表彰式	7
9. 広報	7
10. その他	8

■ 申請書様式

【資源循環技術・システム表彰（レアメタルリサイクル賞以外）】

申請書様式1（再生資源の有効利用事業：リサイクル事業）	10
申請書様式2（使用済み物品の再使用事業：リユース事業）	12
申請書様式3（副産物・廃棄物の発生・排出抑制事業：リデュース事業）	14
申請書様式4（副産物・廃棄物の減量・再生利用・再使用に係わる技術・ 装置・システムの開発事業：3R技術・装置・システム開発）	16
申請書様式5（資源循環型製品の開発・普及事業：3R製品開発）	18
申請書様式6（申請概要書）	20

【レアメタルリサイクル賞】

申請書様式7（レアメタルリサイクル賞）	21
申請書様式8（レアメタルリサイクル賞申請概要書）	23

■ 参考資料

1. 申請書の記入例

【資源循環技術・システム表彰（レアメタルリサイクル賞以外）】

申請書様式1（再生資源の有効利用事業：リサイクル事業）	26
申請書様式2（使用済み物品の再使用事業：リユース事業）	29
申請書様式3（副産物・廃棄物の発生・排出抑制事業：リデュース事業）	32
申請書様式4（副産物・廃棄物の減量・再生利用・再使用に係わる技術・ 装置・システムの開発事業：3R技術・装置・システム開発）	35
申請書様式5（資源循環型製品の開発・普及事業：3R製品開発）	38

【レアメタルリサイクル賞】

申請書様式7（レアメタルリサイクル賞）	40
---------------------	----

2. 資源循環技術・システム表彰受賞事例（令和2年～令和6年度）

41

3. その他

申請書作成時及び発送時の注意事項（チェックリスト）	45
---------------------------	----

募集対象及び応募方法等

1. 募集対象

(1) 資源循環技術・システム表彰（コラボレーション賞・レアメタルリサイクル賞以外）

資源・エネルギー使用の削減、廃棄物の発生・排出の抑制（リデュース）、使用済み物品の再使用（リユース）、再生資源の有効利用（リサイクル）等、資源循環の更なる普及、又は循環経済への移行に寄与する、先進的で高度な技術・製品開発、並びに社会システム・ビジネスモデルの構築等の特長を有する優れた事業・取組が対象です。具体的には次の①～⑥のいずれかに該当するものとします。

なお、事業所単位・工場単位の応募も可能です。

ただし、大臣賞、審議官賞、会長賞は、申請内容について原則3年以上の実績を有すること、過去5年間に環境関連法令に違反していないこと、及び当該事業の実施により環境保全に支障をきたす恐れのないことを要件とします。また、実績3年未満の応募については、奨励賞の対象となります。

「技術」には、我が国の資源循環の普及や循環経済への移行促進に資する技術開発あるいはその技術によって作られた製品も含まれます。また、「システム」には、上記の技術あるいは我が国の資源循環、循環経済の普及促進に資する事業者の取組によって構築された仕組み（例えば、調達・販売・流通・回収・再資源化等に係る循環性の高いサービス、ビジネスモデル、標準規格および社会システム等）を含みます。

① 再生資源の有効利用事業（リサイクル事業）

使用済み物品や副産物等の廃棄物（有償物も含む。）を自社あるいは他社製品の原材料やエネルギー源として有効利用する事業であり、技術的又はシステム的特点を有し、優れた実績のあるもの

② 使用済み物品の再使用事業（リユース事業）

自社又は他社の製品、部品、容器、梱包等の使用済み物品を再使用する事業であり、技術的又はシステム的特点を有し、優れた実績のあるもの

③ 副産物・廃棄物の発生・排出抑制事業（リデュース事業）

生産工程や製法の改良、クローズドシステム（工程内再利用）の採用等*によって、事業所における副産物や廃棄物の発生・排出を抑制する、技術的又はシステム的特点を有する優れた取組

*共同利用（シェア）を含む

④ 副産物・廃棄物の減量・再生利用・再使用に係わる技術・装置・システムの開発事業（3R技術・装置・システム開発）

次に掲げる技術的又はシステム的特点を有し、優れたもの

ア 自社又は他社の副産物や廃棄物（有償物も含む。）を減量するための技術・装置・システム

イ 自社又は他社の副産物や廃棄物（有償物も含む。）を原材料やエネルギー源として有効利用するための技術・装置・システム

ウ 使用済み物品を再使用するための技術・装置・システム

⑤ 資源循環型製品の開発・普及事業（3R製品開発）

ア 省資源化設計（使用材料の削減、小型化等）や長寿命化設計（消耗箇所の修理の容易化、アップグレード対応設計等）等によって廃棄物の発生抑制に配慮した製品を開発するとともに、修理サービス体制の整備等によって当該製品を普及させる、技術的又はシステム的特点を有する優れた事業

イ 再使用可能部品の使用、分解が容易な構造等によって使用後の再使用・再資源化が容易な製品を開発するとともに、回収システムの構築等によって当該製品を普及させる、技術的又はシステム的特点を有する優れた事業

⑥ その他の事業・取組

上記①～⑤の複数の分野にわたる総合的な事業・取組、又は上記①～⑤に分類されない、技術的又はシステム的特点を有する優れた事業・取組（※応募に当たっては事前に事務局にご相談ください。）

(2) 資源循環技術・システム表彰（コラボレーション賞）

(1) ①～⑥に該当する応募のうち、複数の事業者の連携により資源循環の向上を実現した事業・取組であって、次のア～カのいずれかに該当するものが対象です。

ア 連携（情報共有、共同事業等）による使用済み物品や有用物の効率的な回収

- ・ 製品生産者、排出者、再生事業者等の連携による回収の取組
- ・ 新たな回収システムの実現

イ 連携（情報共有、共同事業等）による効率的な再生処理の実現

- ・ 製品生産者と再生事業者等の連携による再生の取組
- ・ 再生事業者間の連携による再生の取組
- ・ 「製品生産者から再生事業者へ」、「再生事業者から製品生産者へ」といった関係者間の情報共有の取組

ウ 連携（情報共有、共同事業等）による再生部品、再生原材料の利用拡大の実現

- ・ 再生事業者と利用者（製品生産者）等の連携による再生部品、再生原材料の利用の取組
- ・ 「利用者（製品生産者）から再生事業者へ」、「再生事業者から利用者（製品生産者）へ」といった関係者間の情報共有の取組

エ 連携（情報共有、共同事業等）による再生しやすい製品の設計の実施、普及

- ・ リサイクル配慮設計、部品リユース配慮設計の実施、普及
- ・ リサイクル配慮設計、部品リユース配慮設計の規格化、マニュアルの作成、普及

オ 連携（情報共有、共同事業等）による再生部品、再生原材料の規格化、普及

- ・ 再生部品、再生原材料の規格化、調達ガイドラインの制定、新規用途開発、普及

カ その他の事業・取組

- ・ 上記ア～オを組み合わせた取組又は上記ア～オに分類されない、優れた連携の取組（※応募に当たっては事前に事務局にご相談ください。）

製品生産者、再生事業者、再生部品・再生原材料の利用者、再生用機器の製造者等の事業者が2者以上で連携し、それぞれの役割において資源循環の向上を実現した事業・取組であることが応募案件の対象（申請は1者でも可）。

※（1）資源循環技術・システム表彰（レアメタルリサイクル賞以外）の応募者から選定。

(3) 資源循環技術・システム表彰 レアメタルリサイクル賞

製品に使用されているレアメタル、重要鉱物について、精錬、代替技術等の開発、及び天然資源利用の削減、回収・選別、再利用、リサイクル等の資源循環を実現することが期待される優れた技術・製品の開発、又は取組が対象です。本賞の対象に該当していれば、要素技術開発や実証試験の段階でもご応募可能です（商業的な事業の段階でも対象とします）。

対象鉱種：レアメタル、重要鉱物*

*金属鉱産物（マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タングステン、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族金属、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン及びリン）を指します。

（参照）経済産業省「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」（令和5年1月19日）

対象段階：要素技術開発、パイロット試験、実証実験。なお、商業的な資源循環事業も可とする。

2. 賞の種類

(1) 資源循環技術・システム表彰

- ① 経済産業大臣賞
- ② 経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官賞（審議官賞）
- ③ 一般社団法人産業環境管理協会会長賞
- ④ 奨励賞（実績3年未満対象）
- ⑤ コラボレーション賞
- ⑥ レアメタルリサイクル賞

（本賞への再応募における注意事項）

- 過去に審議官賞（旧局長賞）、会長賞、奨励賞及びレアメタルリサイクル賞を受賞した事業・取組において、再度「資源循環技術・システム表彰」に応募できます。ただし、前回受賞と同じ賞での審査・受賞はできません。（例：前回奨励賞→会長賞以上での審査。前回会長賞→局長賞以上での審査）
- 過去にレアメタルリサイクル賞を受賞した事業・取組においては、その内容が大きく進展したときには、事業化の期間に応じて各賞に応募できます。
- 過去にコラボレーションのみ受賞した案件については、奨励賞及びレアメタルリサイクル賞以外に応募できます。

〔奨励賞に関する補足〕

実績期間が3年に満たない事業についても、新規性が高く、新たなビジネス創出の観点から表彰によりその事業・取組の推進をより一層促進することに寄与すると考えられるものを対象として、奨励賞を設けています。

ア 募集対象

大臣賞、審議官賞（旧局長賞）、会長賞に同じです。

なお、奨励賞を受賞された事業・取組に関して、実績期間が3年を超えた場合には、会長賞以上の賞への応募が可能となります。

イ 応募方法

申請書のタイトルに「資源循環技術・システム表彰申請書（奨励賞）」と明記の上、ご申請ください（申請書、申請期限等は、大臣賞、審議官賞（旧局長賞）、会長賞と同じ）。

ウ その他

奨励賞への応募事業については、実績が3年未満の事業を対象にしているため、申請書中、具体的な「実績値」・「取組」・「技術・装置・システムや、開発・販売事業」・「開発・普及事業」を提示できない場合には、「新規性や市場導入可能性が高いこと等」や「市場投入の際の副産物等の発生抑制量（率）が大きいこと等」他に関し、定量的若しくは定性的な数値又は指標等を提示ください。加えて、想定市場を示してください。

〔コラボレーション賞に関する補足〕

- ・ 本賞は、複数事業者の連携による使用済み物品や有用物の効率的な回収・再生、部品・原材料への利用拡大等が対象となります。
- ・ 本賞は、資源循環技術・システム表彰（レアメタルリサイクル賞以外）の応募者の中から審査委員会で受賞者が選定されます。
- ・ 本賞を対象とした固有の申請書はありません。

〔レアメタルリサイクル賞に関する補足〕

- ・ 本賞は、他の賞と異なり、要素技術開発、パイロット試験、実証実験の段階にあるものも対象となります。

3. 応募方法

以下の要領で申請書を作成し、ご提出ください。

（1）提出書類、部数等

- ① 申請書（様式1～5又は7）： 正本1部、副本1部(コピー) 計2部（添付資料、参考資料も含む。正本には押印のこと。）
- ② 申請概要書（様式6又は8）： 2部
- ③ 企業概要パンフレット及び直近の決算報告書： 各1部
- ④ 電子媒体：Word、Excel等で作成した申請概要書と申請書及び添付資料の電子データをCD-ROMあるいはUSBに入れたもの（PDFは不可。ただし、添付資料、参考資料はPDF可。CD盤面に会社名、団体名をご記入ください。手書き可。）（CD-ROM、USB等記録媒体の返却は不可。）
- ⑤ 連絡担当者の名刺： 1枚（連名の場合は各社ごとに1枚ずつ）

（2）申請書等の様式

申請書は、応募内容の分野に応じ、それぞれ以下の様式を参考にして申請書をご作成ください。また、申請概要書も所定の様式を踏まえご作成ください。

■ 資源循環技術・システム表彰（レアメタルリサイクル賞以外）

- ① 再生資源の有効利用事業（リサイクル事業）： 様式1（10ページ）
- ② 使用済み物品の再使用事業（リユース事業）： 様式2（12ページ）
- ③ 副産物・廃棄物の発生・排出抑制事業（リデュース事業）： 様式3（14ページ）
- ④ 副産物・廃棄物の減量・再生利用・再使用に係わる技術・装置・システムの開発事業（3R技術・装置・システム開発）： 様式4（16ページ）
- ⑤ 資源循環型製品の開発・普及事業（3R製品開発）： 様式5（18ページ）
- ⑥ その他の事業・取組：どの申請様式を適用すべきかについては事務局にご相談ください。
- ⑦ 申請概要書（様式は上記①～⑥共通）： 様式6（20ページ）

■ 資源循環技術・システム表彰（コラボレーション賞）

本賞を対象とした固有の様式はありません。

資源循環技術・システム表彰（レアメタルリサイクル賞以外）の応募者の中から「コラボレーション賞」の受賞者が選定されます。

■ 資源循環技術・システム表彰 レアメタルリサイクル賞

- ⑧ レアメタルリサイクル賞： 様式7（21ページ）
- ⑨ 申請概要書（レアメタルリサイクル賞）： 様式8（23ページ）

※各様式は当協会資源・リサイクル促進センター（旧CJC）ホームページ（<https://www.cjc.or.jp/>）

「お知らせ」掲載の『令和7年度「資源循環技術・システム表彰」募集について』からダウンロード（Word）できます。また、申請書本文に記入例（様式1～5、様式7）を添付しておりますので、ご参照ください（26～40ページ）。

（3）申請書作成上の留意事項

- ① 会社名又は事業所名は正式名称をご記入ください。表彰状等にはこの名称が記載されます。
 - ② 申請書本文は申請する事業の特徴（従来の問題点と改善点）を記載ください。
 - ③ また、図表を用い分り易い表現で正確に記入してください。難解な用語・特殊な用語には、簡単な説明を付けてください。必要に応じて、図面、写真、製品や装置・システムのカatalog等の補足資料を添付ください。
 - ④ 申請書は鑑（表紙の1枚目）を除いて5～10ページ程度にまとめてください（最大15ページ。添付資料、参考資料（大きな図、表、特許、パワーポイント等）はこれに限らない。）。
 - ⑤ 申請書（本文含む）及び申請概要書はWord、Excel等で作成ください。
 - ⑥ A4版、縦長、横書とし書式は「標準の文字数」を基本とします。
 - ⑦ フォントは「MS明朝、10.5pt」を基本とするが、見出し、タイトルはMSゴシック可。
 - ⑧ 各頁の最下部中央に頁番号を振って下さい（表紙の次のページから1,2,3...）。
 - ⑨ なお、各申請書様式（表紙、鑑）及び申請概要書様式の中にある斜字体の説明文は削除ください。
 - ⑩ 申請書（表紙の1枚目）は片面コピーとし、次ページ以降は両面コピーください。
 - ⑪ ファイルの都合上ホッチキス綴じとし、左上隅を綴じるよう（一個所）お願いします。
 - ⑫ 申請概要書はA4で1～2枚（図を含め）におまとめください。
 - ⑬ 添付の「申請書本文の記載例」は、あくまでも一つの例ですので、応募内容に応じ記載しやすいように変更しても構いません。
- ※ 申請書作成時及び申請書発送時には45ページのチェックリストでご確認ください。

（4）連名で申請する場合の注意事項

2社以上の企業・事業団体が連名で申請する場合、所在地・代表者・連絡担当者・連絡先等は、各社各々、申請書の1頁目を個別に作成し、ご記入ください。また、申請書は各社の役割分担が判るように作成ください。

（5）会社以外の事業団体が申請する場合の注意

協同組合や社団法人等の事業団体が応募する場合、定款又は寄附行為を添付ください。また、①団体の性格・事業目的、②規模・会員数、③認可省庁及び補助金等の有無等の分る資料を添付ください。

（6）既受賞事業の再応募の取扱

前回受賞時に比較して申請事業内容の拡大・発展が顕著であれば、より上位の賞を目指した応募が可能です。ただし、前回受賞時と同じ賞での再表彰はいたしません。

（7）その他の表彰事業における受賞案件の取扱

リデュース・リユース・リサイクル推進協議会主催「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」における大臣賞受賞案件は、審査対象から除きます。

4. 提出及び問い合わせ先

申請書と申請概要書及び電子媒体等は、提出期限までご提出ください。

<提出先>

〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 幸ビルディング3階
一般社団法人産業環境管理協会 資源・リサイクル促進センター
TEL 03(3528)8158 E-mail award3r@jemai.or.jp

※申請書の作成方法、内容についてご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。原稿のドラフトをメールでいただければ、必要事項の確認をいたします（提出期限2週間ほど前までにお願いいたします）。

5. 提出期限

2025年4月18日（金）

6. 審査方法

有識者による「審査委員会」にて審査いたします。

なお、原則として現地確認を実施いたしますのでご協力をお願い申し上げます。

また、審査委員会にてプレゼンテーション（7月末～8月上旬を予定）をお願いすることがありますので予めご了承のほどお願い申し上げます。

7. 結果の通知

審査の結果は文書にてお知らせします（2025年9月上旬を予定）。

8. 表彰式

表彰式は、2025年10月に東京での開催を予定しています。

なお、この表彰式に併せ、受賞者の皆様に受賞概要をご紹介いただく発表会の開催を予定しておりますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

受賞者に表彰状及び楯が授与されます。（連名の場合、表彰状及び楯はそれぞれに授与されます。）

9. 広報

受賞者・受賞内容は、当協会ホームページ及び当協会発行の機関誌「環境管理」等で紹介予定です。また、受賞者が受賞案件を広報するにあたって使用できる受賞ロゴマークがございます。

10. その他

- (1) 受賞者名、受賞テーマ名、発表誌・概要、関連業績等は公表対象となります。
- (2) 受賞テーマ名は申請テーマ名とします。
- (3) 審査に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしません。
- (4) ご提出いただいた資料、メディア等は返却いたしません。

以上